

暴風・地震等の 警報に伴う措置について



暴風警報発令時の措置

大阪府地方（全域および北部）に「暴風警報」が発令された場合。
大雨警報や注意報などが発令された場合は含まれません。

1	午前7時の時点で暴風警報が出ている場合	「自宅待機」	給食はありません。 〔ご家庭で昼食をご用意ください。〕
2	午前9時までに暴風警報が解除された場合	その時点で「登校する」	給食はありません。 午前中授業です。 〔ご家庭で昼食をご用意ください。〕
3	午前9時現在、暴風警報が発令中に場合	「臨時休業」	
4	登校後暴風警報が発令された場合は、「臨時休業」として下校させます。		

※ただし地域の特性等で児童の安全確保のため学校判断で授業を打ち切り、下校させるような場合もあります。その時は、地区連絡網などでお知らせします。

※前日が学校休業日の場合は連絡ができませんので、このような時は、上記の表に準じてご判断ください。

※2の場合、学童保育室入室の児童には昼食（弁当あるいはパン・牛乳等）を持参させてください。また、学童保育室に行くのか、行かないのか等についても、しっかり話し合っておいてください。

地震発生時の措置

高槻市に震度5弱以上の大規模地震（余震）が発生した時の対応

1	「登校前」	「臨時休業」	各家庭で安全確保に努めてください。
2	「登校途中」		危険な場所を避け、安全な場所に一時避難し、揺れが収まったら、学校か自宅の近い方に行ってください。その際には、落下物・壊れそうな建物や塀・地割れなどに近づかないように注意してください。
3	「在校時」		学校は児童を安全な場所へ避難誘導させます。学校及び周辺の被害状況を見届け、安全確認のうえ、保護者に引き渡すまで責任を持って保護・監督をいたしますので、出来る限り速やかに迎えに来てください。

震度5未満の地震（余震）が発生した時の対応

※原則として臨時休校にはしませんが、学校及び地域の被害状況などにより、児童の安全確保の上から臨時休業の措置をとることもあります。

※地震では、予期できない事態が発生することがあります。各家庭で状況を判断し、安全確保に努めてください。

（高槻市災害マニュアルに基づく）